

Green International Technological College

留学プログラム約款（2023年10月改定）

第1条（約款）

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、Green International Technological College 日本事務局（以下「当社」）に対し、本約款に含まれる各種サービス（以下「留学プログラム」）を申し込みます。ただし引き受けにおいて別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第6条（免責事項）によりお預かりするプログラム費用は返金しません。

第2条（契約の申し込みと成立）

本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「プログラム申し込み書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、プログラム費用を受領確認したときをいいます（当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申込者」といいます）。

第3条（拒否事由）

当社は、申込者に下記の事由が一つでも存在する場合、申込を拒否する権利を有します。

- （1）申込者が所定の期間内に必要な留学手続きを完了させる見込みがない場合。
- （2）申込者の既往症または健康状態が、プログラムの参加に際して不適切であると当社が判断した場合。
- （3）申込者が参加同意事項に遵守する旨の意志を示さない、または遵守する意志が不足していると当社が合理的に判断した場合。以下にその事項の例示を挙げる。
 - ① 申込者は、滞在国の法律、法規に違反する行為を慎むものとし、これを厳格に守る義務がある。
 - ② 申込者は、教育機関または宿泊施設が定めるすべての規則及び指示に対し、完全かつ無条件に従う義務を負う。
 - ③ 申込者は、無断での外泊、喫煙、飲酒、並びに違法薬物の使用といった禁止されている行為を絶対に行わないことを誓約する。

第4条（支払い）

申込者は、留学プログラム費用及び航空券代金を当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込み頂いております。

第5条（申し込み後の変更、取消、返金）

申込者が申込み後に留学プログラム契約を解約した場合、当社はこの約款に定めるとおり、申込者に対してキャンセルおよび返金の手続きを行います。キャンセル料、航空券の手配手数料を含む、当該解約により発生した全ての費用および損失は申込者の負担となります。申込者が代理店やエージェントを通じて申込んだ場合、キャンセルの申請はその代理店やエージェントを通して行ってください。

申込者は契約をいつでも解除することが可能ですが、解除時の準備の進行状況に応じて留学プログラム費用の一部が返金されます。

< 出発前 >

解約時に以下のキャンセル費用が発生します。

- (1) 振込日から研修開始日の21日前にあたる日まで：研修代金の20%
- (2) 研修開始日の前日から起算して20日目にあたる日以降3日前にあたる日まで：研修代金の30%
- (3) 研修開始日の前々日からご旅行開始日の集合時間まで：研修代金の50%
- (4) 研修開始後：研修代金の100%

< 出発後 >

ご返金は留学期間が8週間以上残っている場合に限りです。

入学後にキャンセルされる場合には残存期間によって返金額が異なります。

- (1)総留学期間30%未満の経過取り消し：取消し申請の翌週から終了予定日までの期間の費用の30%を返金。
- (2) 総留学期間30%以上の経過取り消し：払戻しは一切ございません。

代理店またはエージェントにてお申込みの場合は、お申込み先代理店またはエージェントに返金を行い、返金は代理店を通して行われます。

※航空券代金に関してはお振込後のご返金は行っておりませんのでご了承くださいませ。

※航空券代金お振込後のパスポート情報の変更は別途費用が発生致します。

第6条（免責事項）

次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者が留学できなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。

- ①申込者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。
- ②ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- ③天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、疫病、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
- ④留学期間中に個人的需要での購入物品・サービス関係での事故が発生した場合。
- ⑤当社及び公共交通機関においてストライキが発生し、授業が提供できない場合。
- ⑥申込者が、本約款に違反した場合。

前項各号に基づき当社の責によらず留学できなかった場合、当社を介さず申込者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。

申込者は渡航後、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは当社の規則に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申込者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申込者本人の責において加入手続きを行っていただきます。

以上の免責事項に該当する場合、プログラム費用、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支 払い済みの費用については一切返金されません。

第7条（損害の負担）

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第8条（個人情報の取扱いについて）

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申込者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

個人情報の利用目的について

- ①申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いします。これらは、申込者がお申し込みいただいた留学プログラムにおいて運送の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、運送機関に対し申込者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

②当社は、留学・旅行中に傷病があった場合に備え、申込者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申込者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申込者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込者が提供した個人情報の内容を、申込者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。

第9条（約款の変更）

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第10条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。